

## 特別児童扶養手当制度の案内の在り方について —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：原田 伸一）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日付で、北海道に対し、道内市町村における特別児童扶養手当制度の口頭での案内やその他申請漏れを防止するための取組について、道内市町村（注）に情報提供するようあっせんしました。

（注）指定都市の札幌市に対しては、当局から道内市町村の取組について情報提供

### 【端緒となった行政相談の要旨】

私の子は現在小学生で重度の知的障害がある。約6年前に子が療育手帳<sup>（注1）</sup>Aの判定を受け、住所地の市町村役場の窓口で療育手帳を受け取った際、特別児童扶養手当<sup>（注2）</sup>についての十分な案内がなく、今まで当該手当の受給資格の認定申請を行っていなかった。

しかし、今年、療育手帳を更新した際、児童相談所から特別児童扶養手当をもらっているか聞かれたことを契機に、特別児童扶養手当の受給資格の認定申請を初めて行ったところ、今後は月額約5万円の手当を受給できることになった。

療育手帳Aを初めて交付された6年前から手当を受給できる資格があったはずなのに、交付時の窓口で十分な案内がなかったことで、申請する機会を失っていたことに納得できない。

（注）1 「療育手帳」は、都道府県等が知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため交付するもの

2 「特別児童扶養手当」は、国が精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に、その保護者等に支給するもの（障害児1人につき月34,900円（重度の場合は月52,400円））

## 当局の調査結果

### 1 今回相談があった市町村における制度の案内状況等

今回相談のあった市町村は、療育手帳交付時に、障害者やその家族等を対象とした、特別児童扶養手当を含む各種手当制度、交通機関の割引制度、税の減免などの各種支援制度の概要を整理した一覧表を療育手帳交付対象者全員に手渡すこととしている。

ただし、同市町村では、個別の制度について質問された場合には、一覧に記載の担当窓口で詳細を確認するように答えているとしており、当該手当はあくまでも申請主義であることなどから、積極的に当該手当の概略を案内する必要性はないとしている。

### 2 北海道内の他市町村における特別児童扶養手当制度の案内状況等

当局において、今回相談のあった市町村のほか北海道内の13市町村を抽出して確認したところ、口頭での説明までは行っていない市町村がみられる一方で、療育手帳交付時に特別児童扶養手当制度の概略を口頭で説明するとしている市町村や、特別児童扶養手当制度に特化したチラシやパンフレットを交付するとともに内容を説明することとしている市町村がみられた。

また、療育手帳を交付した者と特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた者とを照らし合わせて確認を実施している市町村や、療育手帳と特別児童扶養手当の窓口が異なることから、療育手帳交付時に特別児童扶養手当の担当課の職員が療育手帳の交付窓口

に出向き特別児童扶養手当について説明した上で、その記録を個人別に残すこととしている市町村がみられるなど、特別児童扶養手当の申請漏れを防ぐための取組を実施している状況がみられた。

表 道内 14 市町村における特別児童扶養手当制度の案内等の状況

区 分	市町村数
療育手帳交付時（又は申請時）に、特別児童扶養手当などの各種支援制度の概要を整理した冊子を交付しているが、口頭での説明までは行っていないとしている市町村	3
療育手帳交付時に、他の支援制度も含め制度の概略を口頭で説明している市町村 具体例⇒別添 1	6
療育手帳交付時に、特別児童扶養手当に特化したパンフレット等を配布し、内容を説明している市町村 具体例⇒別添 2	2
その他申請漏れを未然に防ぐための取組を行っている市町村 具体例⇒別添 3	3
不定期に療育手帳 A の交付者と特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者とを照らし合わせ、特別児童扶養手当の支給要件に該当する可能性があるにもかかわらず、手当を受給していない者がいないかを確認	(2)
療育手帳と特別児童扶養手当の窓口が異なることから、療育手帳交付時に、特別児童扶養手当の担当課の職員が療育手帳の交付窓口に出向き、手当について説明し、個人別に記録	(1)

(注) 1 調査結果に基づいて当局が作成した。

2 括弧内の数字は内訳を示す。

### 行政苦情救済推進会議の主な意見

- 窓口の体制や申請者数の多寡など、市町村によって状況は異なることから、療育手帳交付時に特別児童扶養手当制度の案内について、市町村ごとに対応が異なることは理解できるが、比較的金額が大きく、日々の生活に大きな影響を与え得る援助制度で、特に原則として遡及して援助を受けられないものについては、療育手帳交付時等に、窓口で可能な限り丁寧に案内する必要があるのではないか。
- 特別児童扶養手当制度の案内の徹底や申請漏れの防止の方策について、今回調査した市町村における取組事例は、他の市町村が効果的な案内の在り方を検討する上で参考となるのではないか。

### 北海道に対するあっせん

特別児童扶養手当制度の案内の方法は市町村の裁量に委ねられると考えられるものの、同手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から開始され、原則として遡及して支給されないことを踏まえると、療育手帳等の交付時等に、当該制度についてより丁寧に案内することが望まれる。

したがって、北海道は、特別児童扶養手当の申請漏れの防止を一層推進する観点から、道内市町村に対し、当該制度の口頭での案内やその他申請漏れを防止するための取組を行っている市町村の事例等を情報提供する必要がある。

まぐみ北海道



総務省行政相談センター

(問合せ先)

総務省 北海道管区行政評価局  
 総務行政相談部 首席行政相談官室 間、川本、林  
 電 話：011-709-1803 (直通)  
 E-mail：hkd32@soumu.go.jp

別添1 療育手帳交付時に、他の支援制度も含め制度の概略を口頭で説明している例 (釧路市)

釧路市は、療育手帳の交付時に、同市が作成した「療育手帳のしおり」(医療、年金、手当、税金など48の助成、優遇制度などが記載された24頁の冊子)を配布している。

また、これに加え「説明用一覧表」(一枚紙)を配付している。説明用一覧表には、特別児童扶養手当を含め、特に多くの人に該当するような税金、手当、公共交通機関の割引などの制度を中心に、療育手帳Aは12の制度、Bは9の制度を記載し、これら全ての制度を口頭で説明している。

【療育手帳のしおり】



【説明用一覧表】

療育手帳Aの方が対象の制度	療育手帳Bの方が対象の制度
<p><input type="radio"/> 所得税・住民税 (P17) 税金について障害者控除の対象となります 給与所得者→手帳交付年の年末調整に勤務先の給与担当者に申告 非給与所得者→確定申告に税務署に申告</p>	<p><input type="radio"/> 所得税・住民税 (P17) 税金について障害者控除の対象となります 給与所得者→手帳交付年の年末調整に勤務先の給与担当者に申告 非給与所得者→確定申告に税務署に申告</p>
<p><input type="triangle"/> 障害児福祉手当 (P12) 防災庁舎 3F 23番 (相談先→障がい福祉課 障がい福祉担当 ☎:31-4537)</p>	<p><input type="triangle"/> 特別児童扶養手当 (P12) Bは一部 防災庁舎 2F 12番 (相談先→こども支援課 ことども支援担当 ☎:31-4540)</p>
<p><input type="triangle"/> 特別児童扶養手当 (P12) 防災庁舎 2F 12番 20歳未満の障がい者者を養育している保護者の方に支給される場合があります。</p>	<p><input type="triangle"/> 自動車税・自動車取得税の減免、軽自動車税の減免 (P18~19) 障害の状況により障害者手帳及び交付を受けた本人の通院・施設通所・通学・通勤のための自家用車の税金が割引される場合があります。</p>
<p><input type="triangle"/> 重度心身障がい者医療費助成制度 (P9) 防災庁舎 2F 11番 医療費の助成制度が受けられます(所得制限があります) (相談先→医療年金課 医療給付担当 ☎:31-4526)</p>	<p><input type="radio"/> JR旅客運賃の割引(P14) 各JR駅窓口 普通乗車券:本人のみ5割引 ※年齢や障がい者の年齢、介護者同乗のときなど詳しく規定があります。</p>
<p><input type="radio"/> 交通機関の割引 (P14~15) バスやタクシー、JR、飛行機などの交通機関で運賃の割引が受けられます。 介護人の割引も受けられる場合があります。</p>	<p><input type="radio"/> バス運賃割引制度 (P14) 本人のみ5割引 降車時に乗務員に提示してください。</p>
<p><input type="triangle"/> 有料道路通行料金割引制度 (P15) 防災庁舎 3F 23番 障がい者の方が同乗し、介護者が運転する乗用自動車等(本人または本人の親族等または定期的に介護している方が所有者のもの) ※事前登録が必要です</p>	<p><input type="radio"/> タクシー運賃割引制度 (P14) 障がい者本人が同乗しているとき、1割引になります。手帳を乗務員に提示してください。</p>
<p><input type="radio"/> 特別駐車場の許可 (P15) 釧路警察署 療育手帳Aの方は、特別駐車場の許可が受けられます。 (手続き先:釧路警察署 3番窓口 ☎:23-0110)</p>	<p><input type="radio"/> 航空運賃割引制度 (P15) 本人のみ5割引などによって異なりますが、3割引程度割引になります。</p>
<p><input type="triangle"/> 重度障がい者交通費助成 (P16) 防災庁舎 3F 23番 療育手帳Aの方に、タクシーチケットが交付されます(非課税世帯で在宅の方に限ります) (相談先→障がい福祉課 障がい福祉担当 ☎:31-4537)</p>	<p><input type="triangle"/> NHK受信料免除 (P19~20) 防災庁舎 3F 23番 市の認める生活困難世帯の場合、全額免除されます。 (相談先→障がい福祉課 障がい福祉担当 ☎:31-4537)</p>
<p><input type="triangle"/> 自動車税・自動車取得税の減免、軽自動車税の減免 (P18~19) 障害の状況により障害者手帳及び交付を受けた本人の通院・施設通所・通学・通勤のための自家用車の税金が割引される場合があります。 (相談先:釧路総合振興局 納税課 納税第二係 ☎:43-9172 ・市民税課税務担当 ☎:23-5151)</p>	<p><input type="radio"/> 入園料及び入場料の免除 (P20~21) 動物園やスポーツ施設などの市が運営する施設への入場・入園料が免除になります。</p>
<p><input type="triangle"/> NHK受信料免除 (P19~20) 世帯主の場合、半額免除 防災庁舎 3F 23番 市の認める生活困難世帯の場合、全額免除されます。 (相談先→障がい福祉課 障がい福祉担当 ☎:31-4537)</p>	<p>また、映画料金の割引制度や携帯電話の割引制度などがあります。</p>
<p><input type="radio"/> 入園料及び入場料の免除 (P20~21) 動物園やスポーツ施設などの市が運営する施設への入場・入園料が免除になります。</p>	<p>★上記以外にも、種々の条件により該当となるサービスがある場合があります。 必ず、しおりの内容をご確認し、わからないことがあれば障がい福祉課へご連絡ください。</p>
<p><input type="radio"/> 避難行動要支援者避難支援事業 (P21~22) (災害時の避難に関する状況確認) 本庁舎 1F 災害時に自力で避難することが困難で避難支援を必要とする方の名簿を作成し、身近にいる地域の支援者(町内会など)に平常時から名簿を提供することで、災害時に避難支援が地域で受けられるような体制作りを進めています。 情報提供に係る同意確認を行っていますので、詳細については社会援護課福祉政策担当 ☎:31-4536へお問い合わせください。</p>	<p>次の場合についてもお気軽にご相談ください。 (例) ・障害支援区分の認定を受けたい... P1 ・障害福祉サービスを利用したい... P3~ ・生活費の補助を受けたい... P16 (障がい福祉課 ☎:31-4537)</p>

なお、説明の際には、一覧表に記載された制度のうち○が付いたものはほとんどの方に該当するが、△は必ずしも該当しないため、担当課に問い合わせしてほしい旨を伝えている。

別添2 療育手帳交付時に、特別児童扶養手当に特化したパンフレット等を配布し、内容を説明している例

(苫小牧市)

苫小牧市は、療育手帳交付時に、同市が作成した「福祉ガイドブック」(障害者、高齢者、母子・父子・児童福祉のほか、地域福祉などについて制度の説明や問合せ先などをまとめた142頁の冊子)を配布している。

【苫小牧市福祉ガイドブック(抜粋)】



苫小牧市  
福祉ガイドブック  
2021年度版

おかねのことを知りたいとき

**★各種減免・割引**

・所得税・住民税 P.2.5	・自動車税、軽自動車税 P.2.6
・公共料金減額措置 P.2.6	・有償宿泊割引 P.2.1
・NHK放送料無料 P.5.1	・携帯電話料 P.5.2
・スポーツ施設利用料 P.5.2	・美術館拝観料 P.5.3
・各種減免等制度一覧 P.10.8	

**★医療費の助成**

・高度心身障害者医療費助成 P.3.1	・自立支援医療 P.3.1
・特定疾患・難病などの医療費助成制度 P.3.5	

**★年金・手当**

・障害基礎年金 P.2.6	・障害厚生年金 P.2.6
・特別障害給付金 P.2.7	・特別障害手当 P.2.7
・障害福祉手当 P.2.7	・特別児童扶養手当 P.2.7

**★その他**

・生活福祉資金貸付制度 P.9.3	・生活保護・生活訓練者自立支援制度 P.9.8
-------------------	-------------------------

しごとのことについて知りたいとき

**★雇用の促進・安定**

・公共職業訓練 P.2.9	・福祉施設訓練 P.2.9
・スキルアップ訓練 P.2.9	

**★福祉サービス利用による支援**

・障害者付支度 P.5	・地方福祉支援入居型 P.5
・障害福祉支援付型 P.5	・障害者支援事業型 P.10-11.8
・高齢福祉センター P.5.0	

**★相談**

・障がい者相談窓口 P.3.0	・高齢福祉支援センター P.3.0
・心身障がい者等の相談員制度 P.3.9	

(3) **特別障害給付金**

【問合せ先】 市保険年金課年金係 (1階) Tel: 0144-320-6459 Fax: 0144-320-3266

- 前年年度に加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障がいのある方に對して、福祉的配慮として創設された制度です。
- 支給の対象となるのは、①平成28年3月以前に国民年金に加入し加入期間が2年以上、②平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、③平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、④平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑤平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑥平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑦平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑧平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑨平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑩平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑪平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑫平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑬平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑭平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑮平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑯平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑰平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑱平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑲平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、⑳平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉑平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉒平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉓平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉔平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉕平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉖平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉗平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉘平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉙平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉚平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉛平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉜平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉝平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉞平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㉟平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊱平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊲平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊳平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊴平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊵平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊶平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊷平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊸平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊹平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊺平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊻平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊼平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊽平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊾平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、㊿平成28年3月以後に国民年金に加入し加入期間が2年以上、

<手 当>

(1) **特別障害者手当**

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階-14番窓口) Tel: 0144-320-6366 Fax: 0144-320-3333

- 精神又は身体に著しく程度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳以上の者に支給されます。
- 所得制限、施設入居者や施設入居者の身(訓練して3か月を越える)の支給制限などがあります。

<障害の程度> ・請求3(1.04~1.2)の障害区分に該当する方  
<手 当 額> ・27,250円(令和3年4月) ・年8回支給(6.8.11.2月)

(2) **障害児福祉手当**

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階-14番窓口) Tel: 0144-320-6366 Fax: 0144-320-3333

- 精神又は身体に著しく程度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の者に支給されます。
- 所得制限、施設入居者や施設入居者の身(訓練して3か月を越える)の支給制限などがあります。

<障害の程度> ・請求4(1.04~1.2)の障害区分に該当する方  
<手 当 額> ・14,880円(令和3年4月) ・年8回支給(6.8.11.2月)

(3) **特別児童扶養手当**

【問合せ先】 市障がい福祉課 (1階-14番窓口) Tel: 0144-320-6366 Fax: 0144-320-3333

- 精神又は身体にこの手当に該当する程度の障がい(1.06~1.9)があり、かつ、障害者(児童)の状況によって、日常生活が著しく困難な状態にある者に支給されます。
- 所得制限、施設入居者や施設入居者の身(訓練して3か月を越える)の支給制限などがあります。

<手 当 額> ・1級(重度)：月額 52,500円(令和3年4月) ・2級(中度)：月額 34,970円(令和3年4月) ・3級(軽度)：月額 209,600円(令和3年4月) ・年8回支給(4.8.11月)

また、これに加え、特別児童扶養手当の請求手続方法などを記載した案内パンフレット(一枚紙)を、その内容を説明した上で配付している。

同市は、受給資格に該当しそうな方に請求手続について確実に案内することが必要であると考えており、簡潔にまとめられた一枚紙は保護者に目を通してもらいやすく、職員の案内漏れも少なくなると思われることから配布していると説明している。

(注) 案内パンフレットには、申請に必要な書類や、支給額などを掲載

【特別児童扶養手当の案内パンフレット】

特別児童扶養手当の請求手続について

【申請に必要な書類】

- 1 印鑑
- 2 請求者と対象児童の戸籍簿本または抄本
- 3 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票(世帯主・本籍地の省略されていないもので、マイナンバー入りのもの)
- 4 請求者名義の預金通帳
- 5 診断書(指定の書式があります)
- 6 身体障害者手帳・療育手帳(持っている方)

※戸籍簿本・住民票は、交付日から1か月以内のものを提出してください。  
※診断書は、作成日から2か月以内のものを提出してください。  
※療育手帳Aをお持ちの方は、診断書を省略できる場合がありますので、ご相談ください。  
※請求者とは、児童を同居で監護(生計維持)する保護者です。詳しくはお問い合わせください。

【認定・支給等について】

- 1 北海道で審査され、約2か月後に決定されます。決定通知は請求者へ送付されます。
- 2 所得制限に該当となった方は当該年度の支給が停止されます。また、毎年状況届の提出が必要となります。
- 3 審査で決定された場合、申請日の翌月から支給開始になります。
- 4 令和4年度の支給月は次のとおりです。※令和4年4月～月額変更になります。

支給月	対象月	1級(重度)		2級(中度)	
		～R4.3	～R4.3	～R4.3	～R4.3
令和4年4月	令和3年12月～令和4年3月	月額 52,500円	月額 52,400円	月額 34,970円	月額 34,900円
令和4年8月	令和4年4月～令和4年7月	209,600	209,600	139,880	139,600
令和4年11月	令和4年8月～令和4年11月	209,600	209,600	139,600	139,600

【問い合わせ先】  
苫小牧市役所福祉部 障がい福祉課(1階14番窓口)  
電話 0144-32-6356(直通)

別添3 その他申請漏れを未然に防ぐための取組を行っている例（その1）

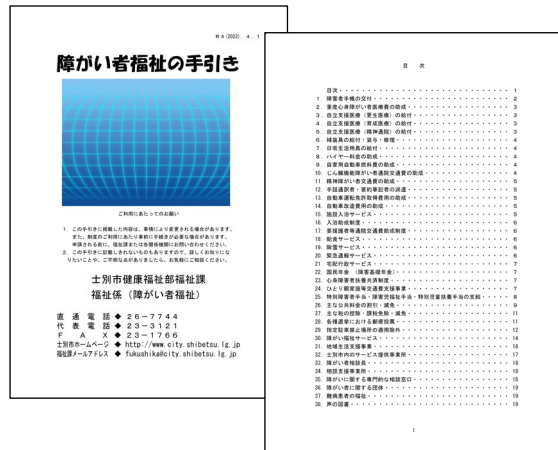
不定期に療育手帳Aの交付者と特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けている者とを照らし合わせ、特別児童扶養手当の支給要件に該当する可能性があるにもかかわらず、手当を受給していない者がいないかを確認している例

（士別市）

士別市では、療育手帳交付時に、同市が作成した「障がい者福祉の手引き」（医療、年金、手当、税金など48の助成、優遇制度などが記載された20頁の冊子）を交付するとともに、本手引きを用いて、特別児童扶養手当を含む主な制度の概略を口頭で全員に説明している。

また、特別児童扶養手当に該当する可能性がある者に対しては、これに加え、特別児童扶養手当の制度を案内したパンフレット（1枚紙）も併せて配布している。

【障がい者福祉の手引き】



【特別児童扶養手当の案内パンフレット】

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、障害のある児童の健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、養育者に支給される手当です。

**1 手当を受けることができる人**

障害の状態（別表参照）にある20歳未満の児童を監護・養育している父母又は父母以外の養育者です。ただし、次に掲げるような場合には手当を受けることができません。

- ・ 日本国内に住所がないとき
- ・ 障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ・ 児童福祉施設等に入院しているとき

**2 認定請求の方法**

特別児童扶養手当認定請求書に必要な書類を添付して請求してください。

**《請求に必要なもの》**

- ① 印鑑
- ② 受給資格者及び対象障害児の属する世帯全員の住民票が写し
- ③ 父母又は養育者及び児童の家族写真（1寸3枚）4枚
- ④ 児童の健康状態に関する次のいずれかの書類
  - (1) 療育手帳（A程度のみ）
  - (2) 身体障害者手帳（一部のみ、2級で交付を受けて1年以内のもの、一部の障害は除外）
  - (3) 所定の診断書（11）②以外の方
- ⑤ 父母又は養育者が児童と別居している場合は、別居届出の申請書及び在籍証明書又は厚生委員の証明等
- ⑥ 請求者名義の金融機関の通帳
- ⑦ 受給者・障害者・扶養親族者の個人番号カードまたは通知カードまたは個人番号が記載された住民票を記載した場合は地元確認が必要で、通知カード等が記載されていない場合は、通知カードを添付してください。

**3 認定及び支給方法**

認定請求に基づき、北海道知事が認定します。請求から認定まで3～4ヶ月かかりますが、認定された場合、手当は請求のあった翌月分から支給の対象となります。

手当は、認定時に交付される証書により4月（10月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）の各月11日（11日/休日・祝日の場合は、その直前の平日）に指定の金融機関の口座へ振込まれます。

※所得制限等により手当の支給が停止される場合があります。

**4 手当の額（令和4年4月から）**

児童の障害の状態（別表参照）によって区分されます。

1級 月額 52,400円  
2級 月額 34,900円

**5 所得制限**

父や母又は養育者の所得が一定の額を超えると手当が支給されません。

(所得制限表) (単位: 円)

扶養親族の数	本人		扶養親族等
	所得	所得	
0人	4,936,000	6,287,000	
1人	4,976,000	6,536,000	
2人	5,356,000	6,749,000	
3人	5,736,000	6,962,000	
4人	6,116,000	7,175,000	
5人	6,496,000	7,388,000	

○老人配偶者及び老人扶養親族又は特定扶養親族、控除対象扶養親族がある方については、本人所得限度額に、1人につき特定、控除対象は25万円、老人は10万円加算した額。

○扶養親族等が6人以上の場合の限度額は、1人について38万円加算した額。

○配偶者及び扶養親族の場合で、老人扶養親族がある方については、老人扶養親族1人につき（ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く）6万円を加算した額。

○葬儀、医療、障害者、容赦控除等については一定額を所得額から控除した額。

**(別表) 児童の障害の状態**

- 1 両眼の視力の総和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以下で欠くもの
- 8 身体の機能に著しい障害を有するもの
- 9 前向きに動くものほか、身体の機能の障害又は長期間にわたる安静を必要とする病状が前向きと程度以上認められる状態であって、日常生活の動作を併せて行うことができない程度のもの
- 10 精神の障害があつて、前向きと程度以上認められるもの
- 11 身体の機能の障害又は精神の障害が著しい場合であつて、その病状が前向きと程度以上認められる程度のもの

- 1 両眼の視力の総和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 片上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 著しい指の機能欠損のもの
- 5 片手又は片足関節以下に著しい障害を有するもの
- 6 片上肢の指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 片上肢の指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 片上肢のすべての指を欠くもの
- 9 片上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 10 片下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 11 片下肢のすべての指を欠くもの
- 12 片下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 片下肢を足関節以下で欠くもの
- 14 身体の機能に著しい障害を有するもの
- 15 前向きに動くものほか、身体の機能の障害又は長期間にわたる安静を必要とする病状が前向きと程度以上認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい支障を加ふることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害があつて、前向きと程度以上認められるもの
- 17 身体の機能の障害又は精神の障害が著しい場合であつて、その病状が前向きと程度以上認められる程度のもの

(注) 案内パンフレットは、支給対象者、請求方法、支給方法、支給額、所得制限などで構成

さらに、不定期に療育手帳Aの交付者と特別児童扶養手当の受給資格対象者とを照らし合わせ、特別児童扶養手当の支給要件に該当する可能性があるにもかかわらず、手当を受給していない者がいないかを確認し、該当者がいる場合には事情を調べている。

別添3 その他申請漏れを未然に防ぐための取組を行っている例（その2）

療育手帳と特別児童扶養手当の窓口が異なることから、療育手帳交付時に、特別児童扶養手当の担当課の職員が療育手帳の交付窓口に出向き、手当について説明し、個人別に記録している例

(北見市)

北見市では、療育手帳交付時に、同市が作成した「北見市障がい福祉ガイド」(医療、年金、手当、税金など101の助成、優遇制度などが記載された84頁の冊子)を交付している。

また、これに加え、特別児童扶養手当の制度、手続方法等を案内したパンフレット(8頁の冊子)を配布している。

【障がい福祉ガイド】

**北見市障がい福祉ガイド**  
(令和4年度 第3版)

北見市保健福祉部

**北見市障がい福祉ガイド 目次**

**障がい福祉ガイドによる支障のしくみ**

- 障がい福祉サービス及び障害者生活支援サービスの利用負担
- 障がい福祉サービスに関する申請・届出の負担

**1 地域生活の発展(介護給付・訓練給付・地域生活支援給付)**

- 初期費用一時金
- (1) 障害者(身体・心身障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (2) 障害者(知的障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (3) 障害者(発達障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (4) 障害者(精神障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (5) 障害者(知的障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (6) 障害者(知的障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (7) 障害者(知的障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金
- (8) 障害者(知的障害者)
  - (1) 障害者給付金
  - (2) 障害者給付金
  - (3) 障害者給付金
  - (4) 障害者給付金

【特別児童扶養手当の案内パンフレット(抜粋)】

**特別児童扶養手当とは**

精神や身体に一定以上の障がいのある20歳未満のお子さんを看護・育てている父母等に支給される手当です。

ただし、次に該当するときは手当を給付することができません。

- 対象となるお子さんが児童虐待相談等に申し出られているとき
- 手当の請求者(受給者)または対象となるお子さんが日本国外に住所を有しているとき
- 対象となるお子さんが障がい者年金を受給しているとき

※一部の障害では、児童福祉施設等の障がい児施設等に施設されているときがありますのでご注意ください。

なお、この手当には所得制限があります。請求者(受給者)の所得や、施設している請求者(受給者)の所得が一定限度を超えている5親等以内の親族(配偶者、扶養親族等)がいるとき、の所得が、下表の金額を超えたときは手当が支給停止となります。

請求者(受給者)の所得	所得	所得	所得
0人	4,590,000円	1人	6,207,000円
2人	8,820,000円	3人	10,437,000円
4人	11,670,000円	5人	14,880,000円

※所得は、個人ごとに算定します。世帯で合算することはありません。

※所得制限は、障害者控除や医療費控除等をとることができます。所得のことをご不明な点がございましたら受給窓口にてご確認ください。

**手当の支給**

支給額が算定されると、請求書を出した月の翌月から手当が支給されます。

なお、支給(口座振込)については、**隔4ヵ月分ずつ年3回(原則、8月・11月・4月の11日)交付**です。(定額給付金が1日1円となる場合は、隔月の定額給付金曜日に振り込まれます。)

※入金の際に、障がいの支給漏れはありませぬのでご注意ください。

※手当額は、障がいの程度に準じて月額が決められています。

※所得の算定に際して、毎年4月に手続額の改定があります(物価によって改定されないこともあります。)

**1級 52,400円 2級 34,900円** (令和4年4月)

**障がいの認定基準**

手当の障害等級は、程度に応じて1級、2級とし、各級の障がいの状態は政令で定められています。手当の認定は、その基準に基づき提出された診断書を確認します。

この手続の**障害認定基準は、療育手帳等の交付基準と異なり**ですのでご注意ください。

障害等級	1級	2級
視覚	1. 両眼の視力が0.05以下であること	1. 両眼の視力が0.05以下であること
聴覚	1. 両耳の聴力が20dB以下であること	1. 両耳の聴力が20dB以下であること
身体	1. 両上肢の関節の可動域が90度以下であること	1. 両上肢の関節の可動域が90度以下であること
精神	1. 両上肢の関節の可動域が90度以下であること	1. 両上肢の関節の可動域が90度以下であること

※請求者が「A」認定となっているお子さんは**診断書を受給することができません。**

※**児童扶養手当を申請するお子さんは診断書を受給する場合がありますのでご確認ください。**

※認定請求手続については、最終ページをご覧ください。

**特別児童扶養手当認定請求手続チェックシート**

戸籍簿(請求者と対象となるお子さん)が記載されているもの ※発行日から1ヵ月以内のもの

診断書(請求書と併せて提出してください) ※診断書が提出日から2ヵ月以内のもの

児童扶養手当「A」認定のときは不要です

児童扶養手当受給者お持ちの障がいの種類(記載不要)

請求書の届出の欄(※お子さんのご記入の欄のみは不要です)

マイナンバーカード等マイナンバーがわかるもの

※請求者、対象となるお子さん、配偶者、その他親族の3親等以内の親族(扶養親族)の住所

対象となるお子さんの身体障害者手帳・療育手帳 ※交付されている方のみ

療育手帳 ※請求者の住所が手続される場合は必要となります。

窓口で発行される方印人権保護

特別児童扶養手当 ※請求者と対象となるお子さんが別れているときのみ

※ 受付窓口・お問い合わせ先 ※

北見市役所 子育て支援課 電話 0157-25-1137  
 障育総合支所 保健福祉課 電話 0157-56-2117  
 常呂総合支所 保健福祉課 電話 0152-54-2114  
 蝦夷総合支所 保健福祉課 電話 0157-42-2425

(注) 案内パンフレットは、制度の概要、支給額、認定基準、更新手続の方法、請求手続に必要な書類のチェックシートなどで構成

このほか、療育手帳交付窓口と特別児童扶養手当の申請窓口が異なることから、療育手帳交付の際に、特別児童扶養手当の担当課の職員(同一フロアの別の窓口)が、療育手帳の交付窓口に出向き、手当について説明した上で、説明を行った記録を個人別に残している。

## 〈参考〉

### 【制度の概要】

#### 1 特別児童扶養手当制度

- 国は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づき、精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童（以下「障害児」という。）の福祉の増進を図ることを目的として、障害児を監護する父母等に対し特別児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給
- 手当を受給するためには、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）の受給資格の認定（以下「認定」という。）を受ける必要があり、この認定に係る事務は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定される第一号法定受託事務に該当。また、この認定の請求の受理に関する事務は市町村が実施
- 手当の支給は認定の請求をした日の属する月の翌月から開始され、手当額は、月を単位として障害児 1 人につき 34,900 円（障害等級が 1 級（重度）の場合は 52,400 円）

#### 2 療育手帳制度

- 療育手帳制度は、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき、都道府県及び指定都市が知的障害者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付し、知的障害者の福祉の増進に資することを目的とした制度
- 療育手帳の交付の申請は知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあつては当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長）を経由して都道府県知事等に対して行い、判定機関である児童相談所等で知的障害との判定を受けることにより療育手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者に交付
- 知的障害者の障害の程度は、「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。））の規定に基づき、重度とその他に区分するものとされており、療育手帳の障害の記載欄には、原則として重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示

#### 3 療育手帳交付者に対する手当の受給資格認定請求等

- 局長通知においては、「知的障害者に対する援助措置として次に例示するようなものがあるが、これらの援助措置を受け易くすることも療育手帳のもう一つのねらいである。」とされ、援助措置の例示の一つとして特別児童扶養手当が挙げられており、都道府県知事等に対して、療育手帳の提示があった場合には、療育手帳により資格の確認等を行い速やかに援助措置がとられるよう措置するよう求めている。
- 手当の認定請求に当たっては、障害の状態が確認できる医師の診断書が必要とされているが、局長通知においては、「特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳（重度障害の記載があるものに限る。）の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえない」とされている。
- 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知）においては、障害の手当の認定請求に当たっては、療育手帳の交付を受けている場合、障害の程度が A と記載されているものは、障害の程度が 1 級（重度）に該当するものとして認定して差し支えないこととされている。

## 【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域の重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公平な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国11か所の管区行政評価局・行政評価事務所で開催
- 北海道管区行政評価局では、昭和56年8月から開催

### 〔行政苦情救済推進会議の構成員〕

座長 原田伸一（元北海道新聞社常務取締役）  
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）  
西田史明（札幌商工会議所理事・事務局長）  
星政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）  
成田教子（弁護士）  
須田浩（北海道放送株式会社常勤監査役）  
柿崎多佳子（北海道女性団体連絡協議会会長）